

## 2月5日 共同墓地説明会

### 建立に向けての思いの確認

世代を越えて時を越えてキリスト者として先にキリストのもとに帰った兄弟姉妹たちを見守っていくことのできる共同墓地を建立する。また、無縁と云う言葉をなくしキリストを通して縁を繋いだ教会共同体が分け隔てなく祈りの中でお守りする共同墓地とする

- 2010年 堺ブロックで合同墓地の建立を計画、承認
- 2011年8月 第一回堺ブロック合同墓地委員会を開催し、建立に向けて協議を開始
- 2011年10月 第二回堺ブロック合同墓地委員会で建立に向けて小教区で費用分担の確認
- 2011年10月 大阪大司教区高槻教会で教会内にある納骨堂について問題があると行政に対し申し立てがあり、教区として現状の確認、条例に対するコンプライアンスの徹底の指導が入りました
- 2011年10月 第三回堺ブロック合同墓地委員会で教区に支払う使用料260万円の支払確認。堺教会は分担割合51%の1,326,000円を支出。墓碑を1,166,000円で契約。ブロックとしては永代使用料の徴収はしないことを決定。
- 2012年1月 第四回堺ブロック合同墓地委員会で規約と利用者心得の案を作製し各小教区で協議  
2012年11月3日に建立・祝別式を行なうことを決定

Q：なぜ？合同墓地建立が必要か

A：現在ある、納骨堂の遺骨をお移しすることのできる墓地が必要となったので堺ブロックで建立することとしました。

Q：現在ある納骨堂をなぜ？使用出来なくするの

A：2011年10月に大阪大司教区内の信徒の中から行政に対し納骨堂の違法性を指摘されました。教区で調査したところ、墓地、埋葬等に関する法律に抵触する教会があることが判りました。

法律に違反しないように指導がありました。

堺教会は堺市の条例（条例第37号 堺市墓地等の経営の許可等に関する条例）に従うこととなります。

堺市の条例では、納骨堂を設置するには堺市内に宗教法人の主たる事務所があることが必要ですが、大阪大司教区は大阪市内にあるために承認を得ることが難しいこと、民家、病院が近いこと独立した納骨堂でないために承認を得ることができないと考えます。

今、現在も厳密に言えば違法状態だと思いますが合同墓地に移行する期間として教区には報告しています。

Q：現在ある納骨堂はどうするの？

A：現在の利用は192戸中、188戸使用しています。この方々にはご遺骨を合同墓地にお移しされるか、個人でお持ち帰りいただくかをお決めいただきます。連絡がつかない方（22名）には納骨堂とカトリック時報に公告してお知らせをいたします。3年間は教区にお預けし、その後も連絡がつかない場合は、教会として合同墓地にお移しいたします。現在納骨されているご遺骨を教会として強制、強要してお移しすることはありません。ご利用されている方のご判断にお任せいたします。

納骨堂は堺教会信徒で先にキリストのもとに帰天された方々約600名様の名簿を作製し祈りの場（メモリアルスペース）としていきたいと思っておりますが、それはこれから立ち上げます「これからの納骨堂を考える委員会」で皆様の思いをまとめていきたいと思っております。

Q：共同墓地はどこですか？

A：大阪市立南霊園（アベノ斎場）内、カトリック大阪大司教区墓地内8,9番

Q：共同墓地に納骨するとどうなるの？

A：共同埋葬となるために一度納骨されると返骨することができなくなります

Q：墓碑に名前は記載できますか？

A：個人名は記載できませんが教会名は記載します